

給実甲第1336号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第192号の一部改正について（通知）

給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一 規則第44条関係	第一 規則第44条関係
1 (略)	1 (略)
2 復職時調整の要領について	2 復職時調整の要領について
一 復職等の日における復職時調整は、基準号俸の号数に、	一 復職等の日における復職時調整は、基準号俸の号数に、

基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号(1)及び第7項第1号において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加

基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号(1)において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号

えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。) を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸を超えない

俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。) を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし

範囲内で行うものとする。

二～五 (略)

3 昇格、降格、異動との関係について

一 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第23条第1項に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の評価終了日までの期間に係る復職時調整及び当該評価終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、(1)による調整の過程において前項第2号に規定する「乗じて得た数」の合計数に1未満の端数が生じたときは、これを(2)による調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」の合計数に合算することができ

る。

二～五 (略)

3 昇格、降格、異動との関係について

一 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第23条第1項に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の評価終了日までの期間に係る復職時調整及び当該評価終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、(1)による調整の過程において前項第2号に規定する「乗じて得た数」に1未満の端数が生じたときは、これを(2)による調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」に合算することができる。

る。

(1)・(2) (略)

二・三 (略)

4・5 (略)

(削る)

(削る)

(1)・(2) (略)

二・三 (略)

4・5 (略)

6 平成18年4月1日から同年12月31日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整の特例

平成18年4月1日から同年12月31日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整については、同年4月1日から同年12月31日までの期間を算定期間と、同年4月1日を基準日として第2項の規定を適用する。

7 平成21年1月1日から同年9月30日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

平成21年1月1日から同年9月30日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整における第一の第2項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1

号から第3号までの規定中「算定期間」とあるのは「算定期間（当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合にあっては、平成21年1月1日から同年9月30日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者等のうち、第一の第2項第5号の規定の適用を受ける者にあっては同年1月1日以後において採用等の日における号俸の決定に係る事情等を考慮して各庁の長が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間、同号の規定の適用を受けない者にあっては採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間）」と、同項第2号中「12月」とあるのは「12月（当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合にあっては、9月）」とする。

8 平成22年改正法附則第5条第1項の規定により号俸を1号

(削る)

俸上位の号俸とされた職員等に
係る復職時調整の特例

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員（次号において「調整対象職員」という。）（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。次項において「給与改定特例法」という。）附則第8条第1項、第2項又は第3項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員を除く。）の休職等の期間であって、その初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数に1を

加えて得た数」とする。

二 調整対象職員又はこの項の
規定の適用がないものとした
場合の復職時調整ができる日
における号俸の号数が、平成
21年1月1日から同年9月
30日までの期間に係る第一
の第2項第2号に規定する調
整数について標準号俸数の号
数及び号俸数に相当する数並
びに同項第3号に規定する算
定の基礎となる号数（当該号
数が0となる場合を除く。）
がこれらの号数及び数にそれ
ぞれ1を加えて得た数であつ
たものとして調整された号俸
の号数を下回ることとなる職
員（平成23年4月1日にお
いて43歳に満たない職員
（同日において、専門スタッ
フ職俸給表の適用を受ける職
員でその職務の級が2級又は
3級であるもの及び当該職員
以外の職員でその職務の級に
おける最高の号俸を受けるも
のを除く。）に限る。）の休

職等の期間であって、その一部又は全部が平成21年1月1日から同年9月30日まで
の間にあるものに係る平成23年4月1日以後の復職時調整における前項の規定により
読み替えて適用する第一の第2項の規定の適用については、前項中「同項第2号中」
とあるのは「同項第2号中「号数」とあるのは「号数
(当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日
である場合にあっては、当該標準号俸数の号数に1を加えて得た数)」と、「9
月)」とあるのは「9月)」と、「相当する数」とあるのは「相当する数(当該
算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である
場合にあっては、当該相当する数に1を加えて得た数)」
と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは
「算定の基礎となる号数(当

(削る)

該算定期間に係る評価終了日
が平成21年9月30日であ
る場合（当該号数が0となる
場合を除く。）にあっては、
当該号数に1を加えて得た
数)」』とする。

9 給与改定特例法附則第8条第
1項、第2項又は第3項の規定
により号俸を上位の号俸とされ
た職員等に係る復職時調整の特
例

一 給与改定特例法附則第8条
第1項の規定により号俸を上
位の号俸とされた職員（給与
改定特例法附則第8条第2項
又は第3項の規定により号俸
を上位の号俸とされた職員を
除く。）の休職等の期間で
あって、その初日が平成24
年3月31日までの間にある
ものに係る同年4月1日以後
の復職時調整における第一の
第2項第1号の規定の適用に
ついては、同号中「基準号俸
の号数」とあるのは、「基準
号俸の号数（一般職の職員

給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあつては、基準号俸の号数に1を加えて得た数）に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数とする。

二 給与改定特例法附則第8条第2項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員（同条第3項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員を除く。）の休職等の期間であつ

て、その初日が平成25年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以降の復職時調整における第一の第二項第1号の規定の適用については、同号中「の日における復職時調整は、基準号俸の号数」とあるのは「の日における復職時調整は、基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあつては、基準号俸の号数に1を加えて得た数。以下この号において「特定基準号数」という。）

（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により1号

俸上位の号俸とされた職員

(以下この号において「平成

24年1号俸調整職員」とい

う。)のうち当該復職時調整

に係る休職等の期間の初日が

平成24年3月31日までの

間にあるものにあつては、特

定基準号数に1を加えて得た

数)に1を加えて得た数」

と、「昇給日における復職時

調整は、基準号俸の号数」と

あるのは「昇給日における復

職時調整は、特定基準号数

(平成24年1号俸調整職員

のうち当該復職時調整に係る

休職等の期間の初日が平成2

4年3月31日までの間にあ

るものにあつては、特定基準

号数に1を加えて得た数)に

1を加えて得た数」とする。

三 給与改定特例法附則第8条

第3項の規定により号俸を上

位の号俸とされた職員の休職

等の期間であつて、その初日

が平成26年3月31日まで

の間にあるものに係る同年4

月 1 日以降の復職時調整にお
ける第一の第 2 項第 1 号の規
定の適用については、同号中
「の日における復職時調整
は、基準号俸の号数」とある
のは「の日における復職時調
整は、基準号俸の号数（一般
職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律（平
成 2 2 年法律第 5 3 号）附則
第 5 条第 1 項の規定により 1
号俸上位の号俸とされた職員
のうち当該復職時調整に係る
休職等の期間の初日が平成 2
1 年 1 0 月 1 日から平成 2 3
年 3 月 3 1 日までの間にある
ものにあつては、基準号俸の
号数に 1 を加えて得た数。以
下この号において「平成 2 3
年特定基準号数」という。）

（国家公務員の給与の改定及
び臨時特例に関する法律（平
成 2 4 年法律第 2 号）附則第
8 条第 1 項の規定により号俸
を上位の号俸とされた職員
（以下この号において「平成

24年調整職員」という。）
のうち当該復職時調整に係る
休職等の期間の初日が平成2
4年3月31日までの間にあ
るものにあつては、平成23
年特定基準号数に1（同項の
規定により号俸を2号俸上位
の号俸とされた職員のうち当
該期間の初日が平成24年3
月31日までの間にあるもの
にあつては、2）を加えて得
た数。以下この号において
「平成24年特定基準号数」
という。）（同条第2項の規
定により1号俸上位とされた
職員（以下この号において
「平成25年調整職員」とい
う。）のうち当該復職時調整
に係る休職等の期間の初日が
平成25年3月31日までの
間にあるものにあつては、平
成24年特定基準号数に1を
加えて得た数）に1を加えて
得た数」と、「昇給日におけ
る復職時調整は、基準号俸の
号数」とあるのは「昇給日に

における復職時調整は、平成23年特定基準号数（平成24年調整職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成24年3月31日までの間にあるものにあつては、平成24年特定基準号数）（平成25年調整職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成25年3月31日までの間にあるものにあつては、平成24年特定基準号数に1を加えて得た数）に1を加えて得た数とする。

四 復職時調整ができる日において、平成26年3月31日を復職等の日とみなした場合に人事院規則1—4—25（人事院規則1—4（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）による廃止前の人事院規則9—134（平成26年4月1日における号俸の調整）第1条第3項に規定する平成

19年昇給等抑制職員（以下単に「平成19年昇給等抑制職員」という。）、同条第4項に規定する平成20年昇給等抑制職員（以下単に「平成20年昇給等抑制職員」という。）又は同条第5項に規定する平成21年昇給等抑制職員（以下単に「平成21年昇給等抑制職員」という。）のいずれかに該当する職員（平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において45歳未満の職員（調整日において給与改定特例法附則第8条第1項に規定する除外職員（以下単に「除外職員」という。）であるもののうち、調整日において40歳以上の職員、調整日において38歳以上40歳未満の職員であって平成25年4月1日において除外職員であったもの、調整日において32歳以上38歳未満の職員であって平成24年4月1日及び平成25年4

月 1 日のいずれにおいても除
外職員であったもの並びに調
整日において 3 2 歳未満の職
員であって平成 2 4 年 4 月 1
日において除外職員であった
ものを除く。)のうち、次に
掲げる職員以外の職員に限
る。)であって、当該復職時
調整に係る休職等の期間の一
部又は全部が平成 1 8 年 4 月
1 日から平成 2 0 年 1 2 月 3
1 日までの間にあるものに係
る調整日以降の復職時調整に
おける第一の第 2 項第 1 号の
規定の適用については、次の
表の左欄に掲げる職員の区分
に応じ、同号中「調整数の合
計数」とあるのは、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句に読
み替えるものとする。

(1) 給与改定特例法附則第 8
条第 1 項、第 2 項又は第 3
項の規定（以下この号にお
いて「号俸調整規定」とい
う。）により 3 号俸上位に
調整された職員であって、

次のいずれかに該当するもの

イ 調整日において32歳以上38歳未満の職員であって、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当するもの
(以下「3号俸上位相当職員」という。)であり、平成24年4月1日、平成25年4月1日及び調整日のいずれにおいても除外職員でなかったもの

ロ 調整日において32歳未満の職員であって、3号俸上位相当職員であり、平成24年4月1日及び調整日のいずれにおいても除外職員でなかったもの

(2) 号俸調整規定により2号俸上位に調整された職員であって、次のいずれかに該

当するもの

イ 調整日において38歳
以上40歳未満の職員

ロ 調整日において32歳
以上38歳未満の職員で
あって、次のいずれかに
該当するもの

(i) 平成19年昇給等抑
制職員、平成20年昇
給等抑制職員又は平成
21年昇給等抑制職員
のいずれか2に該当す
るもの（以下「2号俸
上位相当職員」とい
う。）

(ii) 3号俸上位相当職員
であって、平成24年
4月1日、平成25年
4月1日又は調整日の
いずれか1のみの日に
おいて除外職員であっ
たもの

ハ 調整日において32歳
未満の職員であって、次
のいずれかに該当するも
の

(i) 2号俸上位相当職員

(ii) 3号俸上位相当職員

であって、調整日において除外職員であるもの又は平成24年4月1日においてその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員であったもの

(3) 号俸調整規定により1号俸上位に調整された職員であって、次のいずれかに該当するもの

イ 調整日において40歳以上の職員

ロ 調整日において38歳以上40歳未満の職員であって、次のいずれかに該当するもの

(i) 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか1のみに該当するもの（以下「1

号俸上位相当職員」と
いう。)

(ii) 平成25年4月1日
又は調整日のいずれか
1のみの日において除
外職員であったもの

ハ 調整日において32歳
以上38歳未満の職員で
あって、次のいずれかに
該当するもの

(i) 1号俸上位相当職員

(ii) 平成24年4月1
日、平成25年4月1
日又は調整日のいずれ
か2の日において除外
職員であったもの

ニ 調整日において32歳
未満の職員であって、次
のいずれかに該当するも
の

(i) 1号俸上位相当職員

(ii) 平成24年4月1日
において除外職員で
あったもの

(iii) 平成24年4月1日
においてその者の属す

る職務の級における最
 高の号俸の1号俸下位
 の号俸を受ける職員
 (以下「最高号俸1号
 俸下位職員」とい
 う。)であって、調整
 日において除外職員で
 あるもの

<p>調整日において32歳 以上38歳未満の職員で あって、3号俸上位相当 職員(号俸調整規定によ り号俸を上位の号俸とさ れた職員以外の職員(以 下この表において「附則 第8条非適用職員」とい う。)であって、平成2 4年4月1日、平成25 年4月1日及び調整日に おいて除外職員でなかつ たものに限る。)</p>	<p>調整数 の合計 数に3 を加え て得た 数</p>
<p>調整日において32歳 未満の職員であって、3 号俸上位相当職員(附則 第8条非適用職員であつ て、平成24年4月1日</p>	

<p>及び調整日のいずれにおいても除外職員でなかったものに限る。)</p>	
<p>調整日において38歳以上40歳未満の職員であって、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当するもの（号俸調整規定により1号俸上位の号俸とされた職員（以下この表において「附則第8条1号俸調整職員」という。）及び附則第8条非適用職員（平成25年4月1日又は調整日のいずれか1のみの日において除外職員であったものに限る。）を除く。)</p>	<p>調整数の合計 に2 を加え て得た 数</p>
<p>調整日において32歳以上38歳未満の職員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2号俸上位相当職</p>	

員（次に掲げる職員を除く。）

イ 附則第8条1号
俸調整職員

ロ 附則第8条非適用職員であって、
平成24年4月1日、平成25年4月1日又は調整日のいずれか2の日
において除外職員
であったもの

(2) 3号俸上位相当職員であって、次のいずれかに該当するもの

イ 附則第8条1号
俸調整職員

ロ 附則第8条非適用職員であって、
平成24年4月1日、平成25年4月1日又は調整日のいずれか1のみ
の日において除外
職員であったもの

調整日において32歳
未満の職員であって、次
のいずれかに該当するも
の

(1) 2号俸上位相当職
員（次に掲げる職員
を除く。）

イ 給与改定特例法
附則第8条第1項
の規定により号俸
を上位の号俸とさ
れた職員（以下こ
の表において「附
則第8条第1項上
位調整職員」とい
う。）

ロ 平成24年4月
1日において除外
職員であったもの

ハ 最高号俸1号俸
下位職員であっ
て、調整日におい
て除外職員である
もの

ニ 給与改定特例法
附則第8条第3項

の規定により1号
俸上位とされたも
の

(2) 3号俸上位相当職
員であって、次のい
ずれかに該当するも
の

イ 給与改定特例法
附則第8条第1項
の規定により1号
俸上位の号俸とさ
れた職員のうち、
最高号俸1号俸下
位職員、調整日に
おいて除外職員で
あるもの及び同条
第3項の規定によ
り1号俸上位とさ
れた職員のいずれ
にも該当しないも
の

ロ 附則第8条第1
項上位調整職員以
外の職員であっ
て、次のいずれか
に該当するもの

(i) 最高号俸1号
俸下位職員のうち、調整日において除外職員であるもの及び給与改定特例法附則第8条第3項の規定により1号俸上位とされた職員のいずれにも該当しないもの

(ii) 最高号俸1号
俸下位職員以外の職員であって、調整日において除外職員であるもの

(iii) 最高号俸1号
俸下位職員以外の職員であって、給与改定特例法附則第8条第3項の規定により1号俸上位とされたもの

その他の職員

調整数
の合計
数に1
を加え
て得た
数

6 平成29年改正法附則第3条
第1項の規定により号俸を1号
俸上位の号俸とされた職員等に
係る復職時調整の特例

一 (略)

二 平成30年調整対象職員又は
はこの項の規定の適用がない
ものとした場合の復職時調整
ができる日における号俸の号
数が、平成25年10月1日
から平成26年9月30日ま
での期間に係る第一の第2項
第2号に規定する調整数につ
いて標準号俸数の号数及び号
俸数に相当する数並びに同項
第3号に規定する算定の基礎
となる号数（当該号数が0と
なる場合を除く。）がこれら
の号数及び数にそれぞれ1を
加えて得た数であったものと

10 平成29年改正法附則第3条
第1項の規定により号俸を1号
俸上位の号俸とされた職員等に
係る復職時調整の特例

一 (略)

二 平成30年調整対象職員又は
はこの項の規定の適用がない
ものとした場合の復職時調整
ができる日における号俸の号
数が、平成25年10月1日
から平成26年9月30日ま
での期間に係る第一の第2項
第2号に規定する調整数につ
いて標準号俸数の号数及び号
俸数に相当する数並びに同項
第3号に規定する算定の基礎
となる号数（当該号数が0と
なる場合を除く。）がこれら
の号数及び数にそれぞれ1を
加えて得た数であったものと

して調整された号俸の号数を下回ることとなる職員（平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの及び当該職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）に限る。）の休職等の期間であって、その一部又は全部が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間にあるものに係る平成30年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項の規定の適用については、同項第2号中「号数」とあるのは「号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該標準号俸数の号数に1を加えて得た数）」と、「相当する数」とあるのは「相当する数（当該算定期間に係る評価終

して調整された号俸の号数を下回ることとなる職員（平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの及び当該職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）に限る。）の休職等の期間であって、その一部又は全部が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間にあるものに係る平成30年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項の規定の適用については、同項第2号中「号数」とあるのは「号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該標準号俸数の号数に1を加えて得た数）」と、「相当する数」とあるのは「相当する数（当該算定期間に係る評価終

了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該相当する数に1を加えて得た数)」と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合（当該号数が0となる場合を除く。）にあつては、当該号数に1を加えて得た数）」とする。

7 令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定により号俸の切替え等が行われた職員に係る復職時調整の特例

了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該相当する数に1を加えて得た数)」と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合（当該号数が0となる場合を除く。）にあつては、当該号数に1を加えて得た数）」とする。この場合において、当該休職等の期間が第8項第2号の規定の適用を受ける休職等の期間にも該当するときは、平成21年1月1日から同年9月30日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数については、第8項第2号の規定の例により算定した調整数とする。

(新設)

二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下この項において「令和6年改正法」という。）附則第4条及び第5条の規定により号俸の切替え等が行われた職員（以下この項において「切替等職員」という。）の休職等であってその期間の初日が令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）前にあるもの（以下この項において「切替日前休職等」という。）に係る切替日以後の復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から令和6年9月30日までの期間に係る復職時調整及び同年10月1日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、調整の過程において第一の第2項第2号に規定する「乗じて得た数」の合計数に

1 未満の端数が生じたとき
は、これを当該調整の過程に
引き続く調整の過程における
同号に規定する「乗じて得た
数」の合計数に合算すること
ができる。

(1) 切替日を復職等の日とみ
なし、かつ、切替日前休職
等の期間の初日から切替日
の前日までの間において昇
給等がなかったものとみな
して、第一の第2項の規定
に基づき、基準日から令和
6年9月30日までの期間
に係る復職時調整を行う。

(2) (1)により得られる号俸を
切替日の前日に受けていた
ものとみなして令和6年改
正法附則第4条及び第5条
の規定を適用した場合に得
られる号俸を基礎とし、第
一の第2項の規定に基づ
き、令和6年10月1日以
後の期間に係る復職時調整
を行う。

二 切替等職員のうち切替日前

休職等の期間の初日から切替
日の前日までの期間中に規則
第23条第1項に該当する昇
格をしたものに対する前号(1)
の規定の適用については、同
号(1)中「切替日を」とあるの
は「昇格の日を復職等の日と
みなし、かつ、切替日前休職
等の期間の初日から昇格の日
の前日までの間において昇給
等がなかったものとみなし
て、第一の第2項の規定に基
づき、基準日から昇格の日の
直前の昇給日の直前の評価終
了日までの期間に係る復職時
調整を行った場合に得られる
号俸を昇格の日の前日に受け
ていたものとみなして規則第
23条第1項の規定を適用し
た場合に得られる昇格直後の
号俸を基礎とし、切替日を」
と、「切替日前休職等の期間
の初日」とあるのは「昇格の
日」と、「基準日から」とあ
るのは「昇格の日の直前の昇
給日の直前の評価終了日の翌

日から」とする。

三 切替等職員のうち切替日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第23条第1項に該当する昇格をしたものに対する第1号(2)の規定の適用については、同号(2)中「第一の第2項の規定に基づき、令和6年10月1日以後」とあるのは、「昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、切替日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第一の第2項の規定に基づき、令和6年10月1日から昇格の日の直前の昇給日の直前の評価終了日までの期間に係る復職時調整を行った場合に得られる号俸を昇格の日の前日に受けていたものとみなして、規則第23条第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号俸を基礎とし、第一の第2項の規定に基づき、昇格の日の直

前の昇給日の直前の評価終了
日の翌日以後」とする。

四 切替等職員のうち切替日前
休職等の期間中又は復職等の
日から復職等の日後の最初の
昇給日の次の昇給日までの期
間中に規則第24条の2第1
項に該当する降格をした場合
の切替日以後に行う復職時調
整については、前2号に準じ
て取り扱う。

五 切替等職員のうち切替日前
休職等の期間中又は復職等の
日以後復職時調整の日以前の
期間中に規則第25条第1項
又は第27条第1項若しくは
第3項に規定する異動があっ
た場合は、規則第26条又は
第28条の規定を適用して再
計算した場合に切替日前休職
等の期間の初日に受けること
となる号俸を基礎として、基
準日に相当する日以後の期間
について第1号に定めるとこ
ろにより復職時調整を行う。
この場合において前3号に該

当することとなるときは、そ
れぞれそれらに準じて取り扱
うものとする。

以 上